

## 第 2 部 災害予防計画



# 第 1 章 地域防災基盤の強化

## 第 1 節 水害の防止策の推進

[建設部、産業経済部、施設管理者]

大雨や集中豪雨による災害の発生を未然に防止するため、関連する諸施策を推進する。

### 第 1 河川施設の災害予防

篠山市では、これまで篠山川をはじめとする河川がしばしば氾濫を起こしてきた。今後も県や関係機関と協力して補強・改修等を実施し、地域の保全を推進する。

#### 1 河川改修事業の促進

各河川管理者は、堤防や護岸等の整備、堆積土砂の除去等により流下機能を強化するとともに、とりわけ、中小河川の改修に努める。

#### 2 砂防事業の促進

土石流危険渓流を中心とする山間部の小河川について、土石流災害を防止するため、各種砂防施設の整備に努める。

#### 3 危険箇所の周知

河川や渓流の危険箇所について、その現地表示及びポスター、パンフレット等の配布により地域住民への周知に努める。

危険箇所としては、既往浸水区域や、土石流の発生によって人家や公共施設、道路等に被害が及ぶ恐れのある区域（土石流危険渓流）等で、その周知によって災害時の被害の軽減につなげる。

【資料 4】河川現況図

### 第 2 ため池施設の災害予防

篠山市には、大小多数のため池があり、古くより農地の灌がい用水源として大切な役割を果たしてきた。また、ため池は、豪雨時に洪水調節の役目を果たす大変重要な施設でもある。

市及びため池管理者は、大雨等によるため池の決壊等の災害を未然に防止するため、危険ため池の改修や補強等を推進する。

#### 1 ため池の調査・点検

ため池の破損、決壊による災害を防止するため、定期的に洪水吐、堤体等に異常がないか調査し、災害の未然防止に努める。とくに大雨が予測される時期においては、堤体等の点検や樋管及び洪水吐の管理を強化する。

#### 2 ため池等整備事業の推進

老朽ため池や軟弱地盤上のため池について、ため池等整備事業を導入し、計画的に改修・

補強を推進する。

### 3 ため池の管理体制の整備

ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、災害予防措置の実施に関する防災思想の徹底を図る。また、ため池管理者及び地域住民と協力して防災体制の整備に努める。

- ① 監視人を配置する。
- ② 応急対策資材（土嚢、ムシロ、杭、縄等）の備蓄を行う。
- ③ 大雨が予測される場合には、樋管を抜いて減水する。
- ④ 洪水吐の小さい池は、危険時に切開し決壊を防ぐ。
- ⑤ 堤防の決壊又は決壊が予測される場合は、土嚢等を積み被害の拡大を防止する。
- ⑥ ため池管理者は、決壊した場合に影響を及ぼす範囲を事前に把握し、下流の住民や関係機関にすみやかに通報する体制を整えるとともに、避難の方法についても市及び地域住民との連携のもとに、あらかじめ定めておく。

【資料5】警戒ため池一覧

## 第3 ダム施設の災害予防

篠山市には県営事業により造成された農業用ダムが5箇所あり、農地のかんがい用水源として大切な役割を果たしている。これら農業用ダムは、豪雨時に洪水調節の役目を果たす重要な施設でもあるが、一度決壊すると、下流地域に甚大な被害を及ぼす恐れがあり、適切な維持管理が求められる。

### 1 ダムの維持管理

ダムの維持管理については、ダム管理規定に基づき管理主任技術者が行う。

#### ■ダムの現況

ダムの名称	所在地	堤長(m)	堤高(m)	総貯水量(m <sup>3</sup> )	有効貯水量(m <sup>3</sup> )
鏑市ダム	火打岩	128.9	34.5	1,070,000	974,000
八幡谷ダム	川原	103.0	27.5	742,000	634,000
藤岡ダム	藤岡	164.6	43.4	870,000	784,000
佐仲ダム	小坂	144.0	38.9	505,000	450,000
黒石ダム	今田町黒石	170.0	29.6	720,000	606,000
川代ダム	大山下	95.0	9.0	1,300,000	1,300,000

#### ■ダムの管理者

ダムの名称	所在地	団体名
鏑市ダム	篠山市北新町41(篠山市役所)	篠山川沿岸土地改良区
八幡谷ダム	〃	〃
藤岡ダム	〃	〃
佐仲ダム	〃	〃
黒石ダム	篠山市今田町今田新田14-1(篠山市役所今田支所)	今田町土地改良区
川代ダム	篠山市大山下字大下ノ坪353-1	近畿農政局川代ダム管理所

資料：篠山市調べ

## 第2節 地盤災害の防止策の推進

[政策部、建設部、産業経済部]

大雨や集中豪雨による崩壊等の地盤災害の発生を防止するため、関連する諸施策を推進する。

### 第1 急傾斜地崩壊予防対策

大雨等に伴う急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、県や関係機関に対して区域指定及び崩壊対策工事の推進を要望することにより、保全対象の安全確保を図るとともに、住民に対する危険箇所の周知徹底と防災意識の高揚に努める。

また、がけ崩れなど住宅に危険が及ぶ時には、すみやかに住民に避難勧告を行うなど、災害の防止に努める。

#### ■急傾斜地崩壊危険区域

箇所名	位置	急傾斜地崩壊危険区域 指定年月日
上河原町	河原町	S48.12.18
河原町	河原町	S45.12.18
一力	河原町	S48.12.18
東岡屋	東岡屋	S47.2.12
西岡屋	西岡屋	S45.12.18
西木之部	西木之部	S54.3.9
西阪本	西阪本	S49.2.12
牛ヶ瀬	牛ヶ瀬	S55.3.28

【資料6】急傾斜地崩壊危険箇所

### 第2 災害危険区域対策

県の「災害危険区域に関する条例」に基づく災害危険区域指定を行うとともに、建築物に対する規制や除却、移転に対する助成制度を活用し、地域住民の安全を確保する。

また、大雨洪水警報が発令され1時間雨量30ミリを超えると予想される時、又は半時間雨量が20ミリを超えた時は、水防体制を強化しパトロールを実施する。

さらに、がけ崩れなど住宅に危険が及ぶ時には、すみやかに住民に避難勧告を行うなど、災害の防止に努める。

#### ■災害危険区域

指定年月日	区域名	所在地	災害危険区域			急傾斜地 指定面積 (ha)
			面積(ha)	住宅(戸)	人口(人)	
第1次指定 47.7.21 兵庫県告示 第1060号	西岡屋	西岡屋	2.0	52	171	3.30
	河原町	河原町	0.4	13(3)	43	0.20
	東岡屋	東岡屋	0.1	3	10	0.50
第4次指定 50.3.28 兵庫県告示 第635号	一力	立町	0.1	6	21	0.22
	上河原町	河原町	0.1	5	18	0.26
第5次指定 51.3.16 兵庫県告示 第558号	市野々(1)	市野々	1.5	7	24	-
	市野々(2)	市野々				

資料：兵庫県地域防災計画・資料編（平成10年修正）

注1) ( )内数字は住宅以外の建築物数で外数である。

2) 急傾斜地指定面積は、災害危険区域と関連する急傾斜地崩壊危険区域の面積である。

### 第3 山地災害予防対策

宅地開発等の進展に伴い、従来危険地とみなされていなかった箇所においても、災害が発生する危険性をはらんでいる。

大雨等に伴う山崩れや土石流出などの被害を防止するため、市をはじめ県、自治会、地域住民との情報交換を密にし、保全対象人家等に周知徹底するとともに、予防治山事業等を積極的に進めるなど、保全対象の安全確保を図る。

#### 1 対策方針

山腹の崩壊地及び危険地に対しては、土留工等の山腹基礎工を施工した上、山腹斜面の早期緑化、安定により山崩れによる被害の防止を図る。また、崩壊土砂流出の危険がある荒廃溪流に対しては、堰堤工、谷止工、床固工等を施工して、土石流による被害を防止するとともに、既設工作物の点検を実施して亀裂や洗掘部の補修を早急を実施する。

#### 2 造林計画

森林の持つ土砂流出防備や保水機能により、山地や溪流の崩壊、洪水の予防を図るとともに、木材資源の保護や培養を図るため、造林事業の推進に努める。

#### 3 砂防計画

土石流等の山地災害を防ぐため、荒廃山腹の土砂生産の抑制、上流山地からの流出土砂の抑制、溪流の河床安定を図る縦横浸食防止等、土石流危険溪流における総合土石流対策等の事業の実施を県に対して要望する。

##### (1) 砂防工事の促進

市内の山地で雨水の浸透による崩壊の危険がある地区（砂防指定地）については、県に対して各種砂防工事（砂防堰堤、溪流保全工）を促進するように要望する。

##### (2) 土石流災害対策

大雨等に伴う土石流の発生による災害から住民の生命を保護するため、県に対して土石流危険溪流の砂防事業の推進を要望し、保全対象の安全確保を図るとともに、住民に対する危険箇所の周知徹底と防災意識の高揚に努める。

また、災害予防のため常にパトロールを実施し、危険な状況となった時には、早急に避難誘導に努めるとともに、防災活動を行う。

【資料7】土石流危険溪流

【資料8】山腹崩壊危険地区

【資料9】崩壊土砂流出危険地区

### 第4 土地造成等の規制

土地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出等の災害を予防するため、土地造成工事に対する規制を行うとともに、既成の危険造成地に対する保全対策などの事業を計画的に実施する。

## 1 土地造成工事に対する規制

土地造成工事に対しては、「篠山市まちづくり条例（平成11年篠山市条例第183号）」に定める技術的基準を確実に履行するように指導するとともに、常時パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努める。

## 2 既成危険造成地に対する保全対策

### (1) 造成地保全調査の実施

土地造成工事において、最も危険な梅雨期及び台風期に対処して、市は関係機関と調整を図り合同で危険箇所を調査し、その結果、災害の危険が発生する恐れのあるものについて、危険度、緊急度を考慮して次の3つに分類する。

- ① 土地造成に伴って周囲の家屋、交通に直接被害を与える恐れのあるもの
- ② 土地造成に伴って周囲の家屋及び土地に間接に被害を与える恐れのあるもの
- ③ ①、②以外の小規模の被害でとどまると思われるもの

### (2) 造成地保全措置

各造成地について、現地調査の際、それぞれ関係者に対して口頭で防災措置を指示するとともに、次の措置を行う。

- ① 土地所有者等関係者を招集し、聴聞した上、必要な措置を命ずる。
- ② 小規模でとどまる被害については、口頭で指示した防災措置を直ちに実施するように文書で指示する。

## 3 危険状態の通報

事業主、消防団（各分団）は、それぞれパトロール隊を編成し、相当の降雨があった時は、当該地域の危険箇所をパトロールし、状態を関係機関へ通報する。

## 第5 開発行為への指導

「都市計画法」に基づく開発許可制度等により、一定規模以上の開発行為に対して行う県指導に加え、市は、「篠山市まちづくり条例（平成11年篠山市条例第183号）」に基づき、開発行為に対する指導の強化を推進する。

## 第6 防災営農計画

災害による農地及び農業施設の被害を防止するため、農地関連施設の管理について指導を行う。

### 1 農地保全施設の管理

農地保全施設及び農業水利施設の一貫した体制がとれるよう措置を講ずるとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について、十分な指導を行い管理の周知徹底を図るものとする。

## 2 農地保全対策

次の対策について、災害時において応急対策が実施できるよう、平素より関係機関との連携を図っておく。

- ① 農業用水に対する産業排水汚水の流入及び河川底質土の流入防災対策
- ② 農薬散布による危険防止対策

## 第3節 交通関係施設整備

[建設部、道路管理者]

市内の道路改良は順次進展しているが、山間部の道路や河川沿いの道路などでは、がけ崩れ、道路崩壊、浸水等の災害により通行不能となる場合もある。

災害時における緊急輸送路や避難路の確保は、すみやかな応急活動を展開する際の最も重要な要素となる。

そのため、市内の主要な幹線道路及びその橋梁について整備を推進するとともに、交通途絶時における代替道路及び交通の確保や交通安全施設等の整備に努める。

### 第1 道路の整備

大雨等による災害時における道路機能の確保のため、危険箇所の把握に努めるとともに、道路の防災補修工事や拡幅整備等を推進する。

#### 1 道路防災点検調査の実施

大雨等による災害等の発生に備え、道路へのがけ崩れや道路崩壊等の危険がないか、県及び関係機関と協力して道路防災点検調査を実施し、危険箇所の把握に努める。

#### 2 道路の防災補修工事の推進

道路防災点検調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、各所管はその対策工事を実施する。

#### 3 骨格的な幹線道路の整備

広域的な災害応急活動を迅速かつ円滑に実施するため、市内の幹線道路や隣接市町と結ぶ重要な路線について、計画的な整備を推進し、骨格的な幹線道路網の形成を図る。

#### 4 防災上重要な道路改良の実施

基盤施設としての道路を災害から防護するため、防災上安全を確保する必要がある危険箇所や、災害応急対策を実施する上で一定の交通機能を確保する必要がある箇所について、道路の拡幅整備等を推進する。

#### 5 地すべり・がけ崩れ等の警戒

大雨洪水警報が発令され1時間雨量が30ミリを超えると予想されるとき、又は半時間雨量が20ミリを超えた時は、市は道路パトロールを実施するなど災害警戒を強化する。

【資料10】主要道路現況図

## 第2 橋梁の整備

風水害時において橋梁機能が確保できるように、県及び関係機関と協力して主要な道路の橋梁について橋梁基礎の洗堀点検調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所での工事を推進する。

### 1 橋梁基礎の洗堀点検調査

主要な道路の橋梁について、橋梁基礎の洗堀点検調査を実施し、補修等の対策工事の必要な橋梁を選定する。

### 2 橋梁の補強工事の実施

1の点検調査に基づき、補修等の対策工事が必要な橋梁について、県や関係機関と協力して架替・補強等を実施する。

## 第3 障害物除却用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等障害物を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるように、建設機械等の借り上げについてあらかじめ篠山市建設業協同組合等と協定を結び、障害物除却用資機材の確保に努める。

## 第4 道路付帯施設の整備

道路管理者は、それぞれの管理道路において浸水危険区域、土砂災害等危険区域・箇所に設置している施設の更新、補強等を推進する。

### 1 切土・盛土地の更新整備

道路付帯施設の設置場所について、国や県等と協力して必要な調査を行うとともに、人家や道路上に倒壊する恐れのあるものについては、補強・補修を実施する。

### 2 防災街路灯の整備

災害時における安全な道路交通を確保するため、国や県等と一体となって街路灯施設の設置を推進する。とくに、未設置地区について重点的に街路灯の設置拡大を検討する。

## 第5 ヘリポートの整備

災害時における消防・救急活動や空路による緊急輸送体制を確保するため、市内7ヵ所にヘリコプター臨時離着陸場を指定するとともに、関係機関と調整の上、整備推進に努める。

「第2部第2章第6節第3 緊急輸送体制の整備」参照

## 第4節 ライフライン施設の安全対策の推進

災害発生時において、各関係機関の定めた防災業務計画に協力し、住民生活を維持するために必要不可欠なライフライン機能の確保に努める。

また、各関係機関は施設の耐水性・耐火性の強化を図り、系統の多重化や拠点の分散化等による補完・代替機能の確保に努める。

### 第1 上水道の災害予防

[企業部]

篠山市の水道事業は、上水道及び簡易水道により市内全域給水を達成している。

水道施設については、破損率の高いACP管（石綿管）の混在や、土砂災害等危険箇所、浸水危険区域を通るものがあるなど、風水害等による管路の破損被害が想定される。

したがって、風水害等による水道の断・減水を最小限にとどめ、ライフラインとしての水道機能を確保するため、水道事業者（管理者）は、水道施設のより一層の強化を図るなど、施設の防災性の向上に努める。

さらに、水道施設の災害時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、応急給水体制、相互応援協力体制の確立を推進する。

#### 1 施設の防災性の向上

水道施設の新設拡張・改良等にあたって十分に防災性等を考慮し、老朽化した取水施設・配水施設等基幹施設の改良、石綿セメント管等の布設替えを促進し、水道システム全体の防災性向上を図る。

#### 2 応急給水体制の整備

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を行わなければならない。

緊急時の給水拠点の確保や応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、浄水装置、可搬式発電機及び運搬車両の整備を図るなど、応急給水体制の整備に努める。

また、災害発生時に利用可能な井戸、湧水などの把握に努めるとともに、把握した井戸等の水質調査を事前に実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。

さらに、相互救助給水が行えるように、隣接市町間での連絡管の整備に努める。

#### 3 非常用電源の確保

浄水施設、送水ポンプ等の重要施設に対して停電時に対応できるように、自家用発電設備などの整備に努める。

#### 4 応急対策及び復旧工事に資する資機材の備蓄

応急対策及び復旧工事をすみやかに実施するため、必要な資機材の備蓄や水道工事業者との覚書等により、緊急時に資機材が優先調達できるように努める。

## 5 相互応援協力体制の確立

自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、近隣市町あるいは県へ応援を要請する。応援の要請を受けた市町あるいは県は、これらに積極的に協力する。また、県はとくに必要があると認めた時は、他市町に応援するように指示する。

## 6 教育・訓練等の実施

平時から応急対策活動の訓練や研修会・講習会を開催することにより、職員等に対する防災意識の周知徹底を図る。

## 第2 下水道の災害予防

[建設部]

篠山市の公共下水道は、市街地の一部が供用されているにすぎない。しかし、下水道による浸水防除機能の低下は、住民生活に多大な影響を与える。

風水害等発生時においても、下水道による浸水防除機能を保持することができるように、施設の防災性の強化に努める。

また、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、非常時防災体制の確立に努める。

### 1 施設の防災性の向上

下水道施設の建設にあたっては、管渠、ポンプ場、終末処理場ごとに十分な防災性を確保する。

### 2 下水道台帳等の整備

応急復旧活動に支障のないように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理する。

### 3 非常配備体制等の整備

下水道施設の機能停止を起こさないように、大雨洪水警報が発令され1時間雨量が30ミリを超えると予想されるとき、又は半時間雨量が20ミリを超えた時は、パトロールによる点検を実施するなど災害警戒体制を強化する。また、非常時の配備体制表、緊急連絡体制表、災害対応組織表をあらかじめ作成する。

### 4 応急対策及び復旧工事用資機材等の確保

被害状況調査用資機材及び応急復旧用資機材等について、あらかじめ調達方法及び保管場所等を定める。

■生活排水処理施設の現況

名 称	位 置	敷地面積 (㎡)	処理方法	処理能力	
				日最大(m³)	処理人口(人)
・公共下水道					
篠山環境衛生センター	篠山市吹上	11,600	標準活性汚泥法	7,200	13,400
住吉浄化センター	西吹	14,400	標準活性汚泥法 及び高度処理法	7,400	13,200
・特定環境保全公共下水道					
西紀中央浄化センター	黒田	6,622	OD法	1,280	2,000
西紀北浄化センター	遠方	5,620	〃	745	1,730
小野原浄化センター	今田町休場	3,300	〃	730	1,500
立杭浄化センター	今田町下立杭	3,130	〃	1,080	2,320
・農業集落排水					
村雲浄化センター	向井	2,055	OD法	459	1,530
栗柄農業排水処理場	栗柄	842	JARUSⅢ型	129	410
西紀共生の里排水処理場	上板井	1,119	〃	218	660
西紀南集落排水処理場	川北	1,815	〃	234	710
宇土・岩崎浄化センター	宇土	676	JARUSⅤ型	92	280
味間北浄化センター	味間北	1,109	JARUSⅢ型	102	310
真栗浄化センター	栗栖野	1,582	〃	327	990
四斗谷処理場	今田町四斗谷	1,443	JARUSⅠ型	86	110
芦原木津地区処理施設	今田町木津	1,021	〃	312	400
・コミュニティプラント					
城南浄化センター	東吹	3,400	OD法	1,100	2000
・小規模集合排水処理施設					
浄水苑 こうだに	桑原	406	JRN2型	22	110

資料：篠山市調べ

### 第3 電力施設の災害予防

[関西電力㈱]

電力施設の災害対策については、関西電力㈱の「電力施設防災計画」による。

#### 1 電力施設の整備

風水害等による被害を最小限におさえるため、関西電力㈱は、発電施設及び送配電設備の防災性の向上に努める。

#### 2 電力の安定供給

(1) 主要通信系統の2ルート化や通信用電源の確保、移動無線応援体制の整備等により災害時における通信設備の確保を図る。

##### (2) 電気施設予防点検

電気設備に関する技術基準に適合するように、定期的に関西電力㈱は工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）及び自家用電気工作物を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

##### (3) 気象台等との連携

災害発生の予知について気象台等との連携を密にし、的確な情報の収集及び伝達に努める。

#### 3 公衆災害、二次災害の防止

(1) 電気工作物の適正管理を推進するため、樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置や不良電気設備（需要家）の改修促進等を実施する。

(2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平時から電気事故予防PR活動を実施し、需要家の防災意識の向上等に取り組む。

#### 4 資機材の確保・整備

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保するとともに、資機材輸送体制や他電力会社との相互融通体制を整える。

#### 5 防災訓練・防災教育の実施

##### (1) 防災訓練の実施

情報連絡訓練や被害復旧訓練を総合又は部門別を実施するとともに、自治体等の防災訓練に参加する。

##### (2) 従業員の防災教育

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

#### 6 電力会社相互間の広域運営体制

非常災害時における被害に対し、中央電力協議会及び中地域電力協議会の広域運営の趣旨

に則り、復旧応援要綱を定め、災害復旧、資材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援及び斡旋等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるように対処する。

## 第4 ガス施設の災害予防

[企業部]

火災その他による広範囲にわたる市営ガス施設の災害の防止及び軽減を図るため、別途定める条例、規則、規程等を踏まえ、安全性の強化や防災体制の整備に努める。

また、プロパンガスの安全対策のため、販売業者と協力して風水害等が発生した場合の処置や、日常の点検等について需要家に対して周知徹底を図る。

さらに、風水害等に際して供給施設の被害を防止するため、充填所の防災性の向上や、マイコンメーター及び新セイフティメーター等の安全機器の普及に努める。

### 1 市営ガス

#### (1) ガス製造供給設備等の安全性の向上

ガス製造供給設備等について、土砂災害や火災等による被害を最小限に抑えるため、安全性の向上に努める。

#### (2) 防災体制の整備

##### ① 要員の確保

被害状況に応じて職員等を必要な作業工程毎に効率的に編成、動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行う。

##### ② 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、防災訓練を実施する。

【資料24】一般ガス事業保安規程

## 第5 電気通信施設の災害予防

[西日本電信電話㈱]

災害対策基本法により会社がとるべき耐水、耐火等防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

### 1 通信施設の強化

#### (1) 建物設備

建物は、耐火構造とする他周辺の諸条件により保護施設（防火壁、水防板等）を設置している。

#### (2) 電力設備

① 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

② 電力用各種装置の災害対策の設備充実

#### (3) 通信設備

① とう道（共同溝を含む）網の拡充

② 通信ケーブルの地中化を推進

- ③ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実
- ④ 災害対策機関の通信回線は、当該加入者伝送路の2ルート化を推進
- ⑤ 主要な伝送路を多ルート構成、或いはループ化
- ⑥ 中継交換機の分散設置

## 2 災害対策用機材

- (1) 通信途絶防止用無線網の整備について次のものを整備する。
  - ・可搬型無線機 (TZ-403)
- (2) 災害対策用機材の整備・充実について次のものを整備する。
  - ・応急復旧ケーブル
  - ・衛星車載局、ポータブル衛星局
  - ・移動電源車、可搬型発動発電機
  - ・排水ポンプ

## 3 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

### (1) 訓練内容

#### ①演習の種類

- ア 災害対策情報連絡演習
- イ 災害対策復旧演習
- ウ 大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習

#### ②演習方法

- ア 全社規模における情報連絡演習
- イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
- ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

## 第5節 建築物等の防災性の確保

[建設部、教育委員会、施設管理者]

防災上重要な施設について、計画的に安全性の向上等の対策を講じるとともに、一般建築物の耐火性等の安全性強化を促進する。

### 第1 公共施設の災害予防

過去の大きな災害の経験からみて、公共施設の被害が地域の社会経済活動及び住民生活に及ぼす影響は極めて大きい。また、公共施設は災害時における避難、救護、復旧対策上の重要な役割を担う施設となる。

したがって、公共施設については、通常時の施設特性及び災害時対応の重要度に応じた安全性を確保する。

#### 1 重要建築物の指定

市内の施設のうち、災害応急対策実施上の重要性、地域特性を考慮し、防災上の重要建築物を指定する。

#### 2 大規模公共建築物に対する災害予防対策

建築基準法の規制により、大規模公共建築物は耐火建築物としなければならない。また、避難や防火に関して、同法に防災上の規定があるため、確認申請にあたってはこれらの指導を十分に行う。

#### 3 予防対策の実施

- (1) 建築基準法の規定に基づき、建築物の火災・風水害等対策の確認及び検討を行う。老朽が著しい社会福祉施設については、耐火構造への改築等を進める。
- (2) 消防法により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。
- (3) 職員及び入所者に対して避難路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど、自主防火管理体制の整備に努める。また、関係機関との連絡体制の確立を図る。

#### 4 夜間の防火安全対策

夜間における防火管理体制の確立及び、避難誘導装置の整備を各施設単位で行う。

## 第2 教育施設等の災害予防

学校教育施設は収容人員が大きく、十分なオープンスペースを有しており、防災上とくに重要である。したがって、教育施設における防災性の強化と、その重要性の周知徹底を促進する。

- (1) 学校建築物の新設、増設、改築等にあたっては、安全性確保のため耐火・耐水等の鉄筋コンクリート造りとする。
- (2) 新設又は全面移転改築に伴う建設地の選定にあたっては、不同沈下、陥没、浸水などの被害防止のため、慎重な地盤調査を実施する。
- (3) 学校建築物の防災性診断を実施し、防災性の低い建築物については、防災構造建築物への改築を実施する。
- (4) 老朽建築物の改築を実施する。

【資料11】 保育園・幼稚園等施設一覧

【資料12】 小学校・中学校等施設一覧

## 第3 一般建築物の災害予防

近年、都市化の進展に伴い建築物は高層化・大型化され、その用途や設備も多様化するなど、災害発生時の被害の拡大が予測される。

一般建築物は、建築物の構造や形態、さらには運営についても多種多様であり、建築基準には適合しているものの、防災性については十分明確にされていないものも少なくない。また、管理者の防災知識も全て十分とはいえない。したがって、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、建築物の所有者自らが浸水や火災等に対する防災性の確保に努めるように指導する。

### 1 建築物の安全性強化の普及・啓発

- (1) 住民に対する防災知識の普及・啓発

県と協力して公共施設等におけるポスターの掲示や、催物での災害事例のスライド上映などにより、住民に対し建築物の安全性強化等に関する知識の普及・啓発に努める。

- (2) 建築物相談所の開設

県及び建築士会等と協力して、個々の建築物の防災に関する建築相談所の開設に努める。

- (3) 建築物防災診断の実施

必要に応じ、応急危険度判定士、建築士会、その他団体と協力して、個々の建築物の防災診断に努める。

- (4) 建築基準法令の普及・啓発

関係団体（建築士会、大工組合等）に対する建築基準法施行上の協力を要請して、遵法精神の啓発に努める。

- (5) がけ地近接等危険住宅の移転促進

がけ、急傾斜地等の近接住宅については、土砂災害や崩壊等から住民の生命や財産を守るため、国・県と一体となり移転についての指導を行う。

## 2 建築規制指導の推進

防災上必要となる空閑地の確保、建築物の不燃化等を促し、危険地域における防災上の安全性を高めるため、法律等による建築規制に向けての指導を進める。

## 第4 文化財の災害予防

文化財は貴重な国民的財産であり、その保存のために万全の配慮が必要となる。市及び文化財所有者は現況を的確に把握し、災害に対する予防対策を確立するため、警備及び消火設備、避雷設備、防火壁、消防道路、保存庫等の設置による防災対策に努める。これらは、国庫補助金及び県・市補助金等によりまかなわれており、今後、一層の充実を目指す。

### 1 実施者

勧告・助言・指導の実施者は、以下の区分による。

#### (1) 国指定

文化庁長官、もしくはその権限を委任又は指示を受けた県・市教育委員会

#### (2) 県指定

県教育委員会、もしくはその指示を受けた市教育委員会

#### (3) 市指定

市教育委員会

### 2 事業計画

国、県、市（教育委員会）、消防機関、文化財所有者及び管理者は、次の項目について具体的な事業計画を立てて順次実施する。

#### (1) 施設整備等

##### ① 火災予防

ア 火気の使用制限、焚火、禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置

イ 漏電警報機の設置、消火栓（貯水槽を含む）の設置、ドレンチャー、スプリンクラーの取り付け

ウ 防火壁、防火帯の設置、消防道路の敷設、収蔵庫、保管庫の建設

##### ② 避雷対策

ア 避雷針の設置

##### ③ その他の対策

ア 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、防湿）

イ 薬剤処理（蟻害、虫害、鳥害の予防）

ウ 防御網、阻止柵等の設置

エ 収蔵庫の建設（金庫含む）、施設への委託保管

オ 漏電等の定期検査励行、防災施設の定期的点検、非常通報器の確認

#### (2) 現地指導

現地巡回視察等により、防災上必要な勧告・助言・指導を行う。

### (3) 保護思想の普及及び訓練

- ① 文化財防火デー（1月23日）などの行事を通じて、防火・防災の主旨を周知徹底する。
- ② 消防機関は、文化財について防火査察及び消火訓練、あるいは図上訓練の実施を随時行う。

【資料13】篠山市内の指定文化財

## 第5 市街地・集落の防災構造化

人口が集積する市街地や各地域の中心集落においては、風水害や火災等による大きな被害が予想されるため、良好な市街地・集落の形成や快適な居住環境の整備等と併せて、防災面での環境改善を図る。

### 1 市街地の防災構造化

歴史的街並みを有する市街地が観光拠点となっている篠山地区では、街並みの保全と併せて道路、駐車場等の都市基盤整備や、地区計画及び建築協定等による市街地整備を推進する。

また、土砂災害を防止するため周辺の小丘や丘陵を保全するとともに、未利用地、荒廃地等の計画的土地利用を図り、地域の環境改善及び防災基盤の強化を促す。

### 2 防火・準防火地域の指定

今後の都市計画において、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。防火地域は建造物の密集する市街地内、準防火地域は防火地域の周辺で指定する。

### 3 集落の整備

各地域の中心集落では、全体的に木造・低層建築物が密集し、火災が発生した場合には、延焼による大きな被害を受けることが予想されるため、防災化を推進する。

また、集落内は道路が狭く、災害発生時の救出及び消火活動に支障をきたすことが予想されるため、拡幅改良や安全施設等の整備により安全性を確保する。

さらに、ブロック塀等の生垣緑化への積極的な転換施策の推進等、居住環境整備と併せた防災機能の向上を図る。

### 4 公営住宅の不燃化の推進

公営住宅は、今後の建て替え計画により不燃化を図るとともに、緑空間豊かな良好な住環境の形成に努める。

## 第6節 危険物施設等の安全対策の推進

[消防本部、危険物取扱事業所等]

### 第1 危険物施設における災害の防止

経済活動の進展や生活様式の高度化により、危険物の取り扱い量は著しく増加し、災害発生時には深刻な被害が予測される。市は危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、消防法に基づく危険物の規制に関する政令、及び危険物の規制に関する規則、告示、運用指針等によるほか、自治省消防庁、企画管理部防災局防災企画課等との連携、及び市内における危険物施設関係者、危険物取扱業者等との緊密な連携・協力のもとに、危険物の規制、保安措置の強化を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底など、防災意識の向上を図る。

#### 1 危険物施設の保全と安全性の強化

危険物取扱事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づき、施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の安全性の強化に努め、危険物の災害予防に万全を期す。

#### 2 保安体制の確立

危険物取扱事業所等は、次の保安対策を実施する。

- ① 事業所等の自主的保安体制の確立
- ② 事業所相互の協力体制の確立
- ③ 住民安全対策の実施

#### 3 危険物施設に対する規制の強化

危険物の規制は、消防本部が行う。消防本部は、消防法に基づき危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立ち入り検査等を強力に行い、基準に適合しない場合は、直ちに改善させるなど適切な行政指導を行う。

#### 4 危険物施設の把握と保安応急対策計画の策定

消防本部は、常に危険物施設及び取り扱う危険物の性質及び数量等を把握し、これに対応する保安応急対策計画を定める。

#### 5 消防体制の強化

消防本部は、危険物施設の規模と実態に応じて防災計画の作成を指導するとともに、隣接市町との相互応援協定により消防体制の強化を図る。

#### 6 防災教育の実施

消防本部は、危険物施設関係者及び関係職員等に対して、関係法令及び災害防除の具体的方法について、視聴覚教育を含む的確な防災教育を実施する。また、各事業所等が安全管理の重要性を認識して、積極的な従業員教育を行うように指導する。

## 第2 高圧ガス施設における災害の防止

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備に重点をおいて、災害予防対策を推進する。

### 1 高圧ガス施設の保全と安全性の強化

高圧ガス取扱事業所等は、高圧ガス取締法に基づき塔槽類等の施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、安全性の強化に努める。

### 2 保安体制の確立

高圧ガス取扱事業所等は、次の保安対策を実施する。また、高圧ガス取扱事業所等との連絡会議を開催し、情報交換を図るなど、保安体制の確立を支援する。

- ① 事業所における防災体制の整備
- ② 防災資機材の整備
- ③ 保安教育の実施
- ④ 防災訓練の実施

### 3 防災資料の収集と分析

消防本部は、高圧ガス取扱事業所等における火災等の災害について、その原因を調査するとともに、防災上必要な資料の収集を行い、今後の防災対策の資料とする。また、高圧ガス取扱事業所等及び消防本部は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。

【資料14】危険物施設等一覧

## 第3 毒物・劇物の保安対策

毒物又は劇物の保安施設からの流失等による保健衛生上の危害を防止するため、適正な保安対策と危害防止のため応急措置に重点をおいて、災害予防対策を推進する。

### 1 施設の保全と安全性の強化

毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者は、常に登録基準等に適合するように施設を維持し、安全性の強化に努める。

### 2 保安対策の確立

毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者は、次の保安対策を実施する。

- ① 事業所等の防災体制の確立
- ② 防災資機材の整備
- ③ 保安教育の実施
- ④ 防災訓練の実施

# 第2章 地域防災体制の充実

## 第1節 災害活動体制の整備

[総務部]

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策要員の組織的な活動体制の整備と、日常からの職員の防災意識の向上・育成に努め、災害発生初期における初動体制の強化を図る。

### 第1 組織体制（初動体制）の整備

災害発生時、職員は直ちに緊急対応がとれるように、「第3部第1章第1節 活動体制」に定める配備体制をとるが、夜間や休日における災害発生にも迅速に対応できるように、緊急災害時の職員連絡網図を毎年作成し、配備基準等を確認した上で各課職員への周知に努める。

また、交通機関の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員及び参集が困難な場合を想定し、臨機応変に災害応急対策が実施できる代替措置や補完措置を定める。

#### 1 市の災害対策要員等の確保

災害発生時の初動体制に万全を期し、とくに緊急に必要な災害対策要員等の確保に努める。

##### (1) 即応体制の確立

災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制を確保するため、勤務時間外における職員の当直（日直・宿直）体制を実施する。

##### (2) 30分以内参集可能職員の確保

市庁舎の近傍に居住する市職員の中から、災害発生後おおむね30分以内に参集し、初動の情報収集等の応急対策にあたる職員を確保する。

##### (3) 災害対策要員等への連絡手段の確保

災害対策要員の確保、連絡手段については、防災無線、オフトーク通信、有線放送等の活用を行う。又幹部職員及び防災担当職員等は、常時ポケットベル又は携帯電話を携帯する。

##### (4) 災害対策本部員の招集手段の確保

災害発生時に交通が途絶した時は、必要に応じ、災害対策本部員をパトカー等により搬送する。

#### 2 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ平時から防災に係る組織体制の整備・充実に努める。

## 第2 災害対策実施要領（活動マニュアル）の整備

各課における災害応急対策の実施内容は、災害対策本部組織における事務分掌で定められている。これに基づき、各部課の実状や職員の参集状況、被災状況を想定した具体的な活動要領についてマニュアルを作成し、各職員への周知徹底を図る。

## 第3 災害対策要員等の研修・訓練の充実

### 1 職員の防災教育の実施

防災に関する講習会・講演会を実施するとともに、関係機関等が開催する研修等への積極的な参加を促す。

### 2 防災訓練の強化

災害時における緊急・応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、以下の防災訓練の強化を図る。

#### (1) 各部毎の災害対策実施要領に基づく実践的な訓練

##### ① 情報収集・伝達訓練

職員等による初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートを徹底するとともに、通信機器操作の研修、訓練を実施する。

##### ② 緊急参集訓練

勤務時間外における災害に備え、適宜、職員の緊急参集訓練を実施する。

##### ③ その他訓練

#### (2) 防災関係機関や自主防災組織等との総合訓練

#### (3) 自衛隊、県、近隣各市町と合同で実施する広域訓練

### 3 備蓄品等の維持・管理

市が保管する災害応急対策用の通信機器や資機材について、日常からその維持・管理に努め、使用方法の習熟や不足量の確認補充等に配慮する。

### 4 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、職員の研修や防災に係る図上訓練及び実地訓練等を実施する。

## 第4 広域応援体制の整備

### 1 県・近隣市町との広域応援体制

災害時の相互応援を行うことを目的として、近隣市町及び県、行政機関との間で協定を締結している。今後とも協定内容の充実を図るとともに、県と協議しながらその連携強化を図る。

【資料26】丹波地域災害時等相互応援に関する協定

【資料27】兵庫県広域消防相互応援協定

【資料28】兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱

【資料29】兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目

### 2 防災関係団体等との応援協力体制

各部門の災害応急対策に係る応援協力体制を確立し、協定の締結等による具体的な支援内容、方法等についての協議を推進する。

### 3 自衛隊への災害派遣要請

平時からの連携を強化し、事前に支援内容や方法などについて協議し、災害時における受け入れ体制の確立を図る。

## 第5 災害応援派遣体制の整備

災害応援協力活動の実施に備え、既存の防災対策用資機材等を活用して、災害応援派遣時の装備、服装、車両、資機材の整備を図り、平時における保守管理の徹底を図る。

また、効果的かつ安全な応援協力活動が実施できる災害応援派遣体制の整備に努める。

## 第2節 防災拠点機能の整備

[総務部]

災害時において的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できるように、平時から防災に対する拠点機能を強化する。

### 第1 災害対策本部室等の整備

災害対策本部は本庁3階301会議室に、災害対策室は本庁1階101・102会議室に設置するものとし、災害対策を行う上で必要な諸設備を整備する。

#### 1 災害対策本部室の整備・充実

##### (1) 機能

- ① 各種情報の収集・処理・伝達機能
- ② 災害対策の審議・決定機能
- ③ 災害応急活動の指揮・指令機能

##### (2) 設置場所

- ① 災害対策本部 本庁3階301会議室
- ② 災害対策室 本庁1階101・102会議室

##### (3) 主な設備

- ① TV、ラジオ、ビデオ  
気象情報、ビデオ映像等を表示する。
- ② 災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）  
防災ワークステーションを設置し、県庁、県民局、土木関係地方機関、各市町、消防本部とISDN、兵庫県衛星通信ネットワークで結び、情報交換を行う。
- ③ 通信機器  
加入電話、FAX：一般連絡、情報交換  
災害対応総合情報ネットワーク  
河川情報システム  
消防無線  
篠山市防災行政無線  
パソコン：インターネット等による情報交換
- ④ 安全対策  
非常用発電施設を確保し、長時間の停電に対する備えを整える。

##### (4) 代替拠点施設の整備

市庁舎災害時の代替拠点として、西紀支所に防災センターを整備する。

■備 品

品 目	数 量	配 置 場 所
携帯用発動発電機	4 基	西紀支所
テント	10 張	西紀支所
担架	3 台	今田老人福祉センター
毛布	300 枚 200 枚 200 枚	市役所本庁消防車庫 西紀老人福祉センター 今田在宅介護支援センター

資料：市調べ

## 2 本部分室（地区連絡所）

災害対策本部、災害警戒本部、水防本部が設置された場合において、その災害の状況に応じた地域的な防災活動を実施するため、本部分室（地区連絡所）を設置するものとし、災害対策を行う上で必要な諸設備を整備する。

### (1) 機能

- ① 各種情報の収集・処理・伝達機能
- ② 住民の避難・救護活動
- ③ 住民相談
- ④ その他災害対策本部等の指示した事項

### (2) 設置場所

本部分室（地区連絡所）は、以下の各箇所を設置する。ただし、本部分室（地区連絡所）に予定する場所が破損等の被害を受け、本部分室（地区連絡所）としての機能を全うすることができないと本部分室（地区連絡所）の総括責任者が判断した場合は、次の順序により本部分室（地区連絡所）を移設する。

■本部分室の設置場所

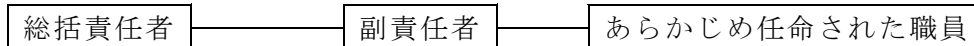
管轄区域	配 備	設置箇所	電話番号	第2順位箇所	電話番号
城東地区	支所職員	城東支所	56-3111	多紀支所	57-1161
多紀地区	支所職員	多紀支所	57-1161	城東支所	56-3111
西紀地区	支所職員	西紀支所	93-1111	丹南支所	94-1131
丹南地区	支所職員	丹南支所(東庁舎)	94-1131	西紀支所	93-1111
今田地区	支所職員	今田支所	97-3111	丹南支所	94-1131

### (3) 組織体制

本部分室（地区連絡所）での任務は、市長があらかじめ任命した参集要員が行う。

総括責任者は平時から施設管理者と協議の上、鍵の保管場所や施設設備について熟知しておく必要がある。

〔地区連絡所の指揮〕      〔本部との連絡調整〕



なお、災害対策本部設置後は状況により増員し、とくに被害の大きい地区には、現地災害対策本部を設置する。

### (4) 主な設備

災害対策本部に準じて、通信機器をはじめ設備・備品の整備に努める。

## 第2 地域防災拠点の整備

柏原町に設定されている広域防災拠点との連携に配慮しながら、篠山市における救援・救護、復旧活動等の拠点となる地域防災拠点を少なくとも1箇所以上整備する。

この地域防災拠点は、平時の防災訓練の実施やイベントの開催など、身近な防災シンボル空間として位置づける。

### (1) 役割と機能

地域防災拠点は、県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿であり、市域の消防、救援・救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。

■ 篠山市近隣の広域防災拠点

地域名	広域防災拠点名	所在地	広域輸送拠点
丹波地域	丹波年輪の里	柏原町	丹波年輪の里

### (2) 設置場所

地域防災拠点の設置場所は、施設の立地条件等を踏まえ、隣接及び近接の公民館等とグラウンドを一体として捉え、次の場所とする。

篠山地域 — 市民会館及び三の丸広場

城東地域 — 城東公民館及び篠山東中学校グラウンド

多紀地域 — 福住公民館及び福住小学校グラウンド

西紀地域 — 西紀公民館分館及び西紀中学校グラウンド

丹南地域 — 四季の森会館及び丹南中学校グラウンド

今田地域 — 今田公民館及び今田中学校グラウンド

### (3) 主な設備等

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資及び復旧資機材の集積・配送スペース
- ② 防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資及び復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- ⑤ 非常用発電施設等

- ⑥ 防災ヘリポート
- ⑦ その他備品（災害対策本部整備備品に準じる）

### 第3 コミュニティ防災拠点の整備

小学校、地区公民館等の既存の公共施設を活用して、地区住民の避難や防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点を整備する。

コミュニティ防災拠点は、災害時には各地区の情報拠点として、また、平時には自主防災組織の地域活動拠点として、防災訓練や研修、地区住民の防災知識の普及や災害時の応急手当の対処技術・知識の普及など、防災教育地区拠点としての役割を果たす。

これら、コミュニティ防災拠点は、大規模災害時の各地区の避難場所等との関係に留意し、併設または容易に連携できる配置とする。

#### (1) 機能

コミュニティ防災拠点は地区（小学校区）を単位として、設置の推進を図る。

##### ① 災害時

- ア 情報拠点
- イ 救護拠点
- ウ 住民との対話窓口
- エ 自主防災組織の活動拠点

##### ② 平時

- ア 防災訓練、防災知識の普及・啓発
- イ 防災教育等の防災活動の拠点

#### (2) 主な設備

各コミュニティ防災拠点には、TV、ラジオ、篠山市防災行政無線—非常用発電施設、その他備品（災害対策本部整備備品に準じる）などを整備するものとし、順次計画的整備に努める。

### 第4 地域安心拠点の整備

災害時における治療及び救急医療や高齢者・病人等を収容できる地域安心拠点について、コミュニティ防災拠点との複合整備、隣接整備に努めるとともに、地域防災拠点との連携を視野に入れて計画的な整備を進める。

### 第5 防災倉庫等の整備

災害時の応急救助活動に対応するため、市の防災倉庫の計画的な整備に努める。また、各地区には、初期救助活動に必要な資機材を保管するため、各消防団器具庫の装備充実を図る。

## 第3節 防災情報通信システムの整備

[政策部、西紀支所、丹南支所、今田支所、西日本電信電話㈱]

災害時における情報収集・伝達を迅速、確実に行うため、無線系通信設備を中心に多重的な通信ネットワークを整備する。

また、平時より行政情報のデータベース化を推進し、全庁的に地域情報システム等を稼働させることにより、災害時において効率的な応急対策活動が図れるように支援体制を整備する。

さらに、行政内部や地域住民、関係機関等とが災害の危険性や予防措置についての情報を共有化できるように、コミュニケーション環境の整備を図る。

### 第1 災害情報通信ネットワークの整備・拡充

#### 1 広域的災害情報通信ネットワークの活用

既存の有線系の災害情報の収集・伝達システムや兵庫衛星通信ネットワーク、災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）などを有効に活用し、迅速・的確な応急対応を図る。

【資料30】兵庫県衛星通信ネットワーク運用要領

【資料31】災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）の概要

#### 2 防災行政無線の整備・拡充

現在後川校区及び西紀地区に設置されており、災害時の緊急連絡や各種行政情報の広報を実施している。

今後は防災行政無線の運用体制（とくに平時における利活用等）の整備とともに、防災体制拡充の進捗に合わせた無線機能の充実を図る。

・多元情報システム（固定系設備、移動系設備等）＜予定＞

#### 3 オフトーク通信

オフトーク通信は電話の空き時間（オフトーク）を利用して、今田地区の各家庭に今田支所（情報センター）から緊急放送や各種行政情報の広報を実施している。緊急放送は聴いている番組に関係なく一定の音量で一斉に流れ、また、各自治会長宅から電話で地区放送ができるようになっており、災害時の効率的な情報提供や災害予防措置の情報提供に活用を図る。

### 第2 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次の項目についてのデータベース化を図り、一元的な情報管理と応急・復旧作業の効率化を図る。

なお、個人情報の取り扱いについては関係例規等を遵守の上、十分に配慮する。

- ① 安否情報（死傷者の氏名・住所、避難状況等）
- ② 被災証明情報（建物の被害程度等）
- ③ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

### 第3 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施するためには、平時から通信機器等に使い慣れることはもとより、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにし、情報の取捨選択等判断能力の向上を図る必要がある。

今後、本庁舎と学校施設（収容避難所）をはじめとする公共施設等とを結ぶオンラインシステムの整備など、情報ネットワークシステムに対応した全庁的な管理・運用体制を確立するとともに、各職員への周知徹底を図る。

### 第4 多様な情報メディアの活用方策の検討

- (1) コミュニティFMなどの地域メディアを活用して、視聴覚障害者等に対する音声・文字情報や外国語による情報提供システムを検討する。
- (2) インターネット、パソコン通信やファックスを活用した広報紙の情報提供など、不特定多数に対する一元的な情報提供システムを検討する。

### 第5 住民とのコミュニケーション環境の整備

災害時に住民及び各報道機関等に対して、被害状況や避難・生活支援に関する情報を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立する。

また、行政内部や地域住民、関係機関等とが災害の危険性や予防措置について情報を共有化できるように、コミュニケーション環境の整備を図る。

#### 1 報道機関との連携

「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づく災害時における緊急放送の実施に関して、情報提供の方法・内容の具体化を図るとともに、日頃から各報道機関との連携強化に努める。

#### 2 各種相談受け入れ体制の整備

被災住民からの安否確認や応急復旧状況、生活再建等に関する問い合わせ、要望等に対応する体制の整備を事前に検討する。

- ① 専用電話相談窓口の設置
- ② 総合的な関係機関共同相談窓口の設置
- ③ 避難所等への巡回相談の実施
- ④ 広報車による巡回

## 第6 気象情報等の伝達体制の整備

### 1 気象情報の収集

風水害等自然災害による被害を防止するため、気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための施設の整備・充実に努めるとともに、地域の気象観測施設の充実に努める。

#### ■雨量観測所

位置・観測所名	所在地	種類	管理者	電話番号
西新町浄水場内雨量計	西新町	常時観測	篠山市	52-0241
柏原土木事務所篠山出張所	郡家	災害時観測	兵庫県	52-2811 52-6416
建設省福住観測所	福住	災害時観測	建設省	0792-82-8211
西紀支所内雨量計	宮田	常時観測	篠山市	93-1111

### 2 水位観測業務及び予警報伝達

浸水等の水害の防止を図るため、予報・警報等の的確かつ迅速な伝達を行うための体制整備と、水位観測業務施設の整備・充実に努める。

水位観測業務及び予警報伝達方法については「兵庫県水防計画」に基づき活動する。

#### ■篠山川水位観測箇所

河川名	観測箇所	通報水位	警戒水位
篠山川	糰ヶ坪（京口橋上流）	1 m 80cm	2 m 50cm
篠山川	小立（保健センター前）	1 m 50cm	2 m 00cm

「第3部第2章第2節 気象情報等の収集・伝達」参照

## 第4節 消防救急体制の充実

[生活部、消防本部、消防団]

林野火災等大規模火災に対処するため、消防の組織体制の充実と必要な資機材の整備を行うなど、消防救急体制の整備・拡充を図る。

### 第1 消防力の強化

大規模火災に対処するため、消防の組織体制の確立と施設・設備の整備・充実を促し、消防力の強化及び近代化を図る。

#### 1 消防組織体制の強化

##### (1) 消防力の充実

消防本部、消防団は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているが、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時には、避難誘導、災害防御活動等において重要な役割を担っている。

そのため、災害時の情報連絡や応急救護などについて、各消防職団員の技能の向上と資質の錬磨を図るとともに、職団員福祉の充実などを推進し、消防力の充実を図る。

##### (2) 住民皆消防体制の促進

消防団をはじめ自主防災組織等の組織の育成・強化を図り、運営、指導、連絡等の円滑化を行う。

##### (3) 消防関係機関相互の協力体制の強化

消防関係機関相互による消防業務の協力体制を強化するとともに、同時多発的・広域的な火災に対処するため、自主防災組織による出火防止、初期消火の徹底等と併せて総合的な協力体制の確立を図る。

#### 2 消防施設等の整備強化

火災の発生や建築物の倒壊等、複合的かつ複雑な災害の発生に対処するため、消防施設の高度化及び必要設備・資機材の充実等、「消防力の基準」に適応するように年次整備計画を作成し、施設・設備の整備・拡充を図る。

- ① 消防用資機材の整備
- ② 消防通信体制・広域応援体制の整備
- ③ 消防団及び自主防災組織の強化
- ④ 住宅密集地など防災重点地区の点検

## 第2 消防水利の整備

大規模火災発生時における消火栓は、兵庫県南部地震の教訓に見られるように、水道施設の破損等によって断水又は極度の機能低下が予想される。このため、防火水槽・プール等の消防水利機能の拡充を、地域の実状に合わせて計画的に推進するとともに、自然水利の活用を積極的に図る。

### 1 消火栓の整備

消防水利の基準（昭和39年12月消防庁告示第7号）に示されるように、地域の実態に応じて消火栓のみに偏ることのないように、これ以外の消防水利と合わせて計画的な整備を図る。

### 2 防火水槽・プール等

建物密集地等の延焼危険度の高い地域、避難場所・避難路周辺など、災害対策上重要な地域を重点として、貯水槽等の整備を推進する。また、プール等の貯水機能を有効に活用する。

### 3 自然水利

河川・ため池等の自然資源を活用し、消防水利の適切な配置と多角的な展開を図る。

## 第3 防災意識の啓発

住民に対する防災知識の普及及び火災予防の徹底については、「第2部第3章第1節第1住民に対する防災教育」によるほか次の方法により行う。

- (1) 春秋2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動、車両火災予防運動、年末警戒等を通じ火災予防意識の高揚に努める。予防広報は、有線放送、市広報車、消防車、広報紙、防災行政無線などの広報媒体を通じて行う。
- (2) 火災警報が発令された場合、広報車、防災行政無線、有線放送等を通じて火災予防を周知徹底する。
- (3) 出火の防止  
強風等による出火及び延焼の危険を排除するため、各種集会や広報媒体を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及に努める。
- (4) 初期消火の徹底  
各家庭の防火診断等により、地域住民に対し初期消火に関する知識や技術を普及するとともに、家庭及び職場での初期消火を徹底するため、消火器具の設置を奨励する。

## 第4 火災拡大要因の除去

火災時における住宅密集地の火災延焼防止対策等について検討を進め、消防対策や都市防災化に反映させる。

### 1 都市防災化の推進

消防力の整備と消防活動の効率化を進めるとともに、市街地の面的整備や道路・公園等の都市基盤整備、建築物の不燃化・安全化など都市防災化のための計画を推進する。

## 2 消防水利に関する調査の推進

火災時に有効に活用できる消防水利の開発と、狹隘敷地における防火水槽等の設置についての調査を推進する。また、市内の消防水利を常に点検・把握する。

## 3 消防車両侵入不可能箇所の改善

市内の消防車両の侵入が不可能な箇所は、今後の道路計画等と併せて改良事業を推進する。

## 第5 救助・救急体制の整備

風水害に伴う洪水、土砂災害、火災、落下物等による被害を受けた被災者の救出・救助、さらには負傷者の応急手当等の救急・救護活動については、大規模災害の場合、同時多発的な状況の中で十分な対応が困難になることが予想される。

したがって、初期段階における地区等の自主防災組織による救助活動体制や自主救護活動体制を確立するとともに、医療機関並びに防災関係機関との有機的な活動体制の確立を図る。

### 1 救助体制の整備

- (1) 洪水、土砂災害、火災等の地域的な発生要因を考慮し、災害発生初期における救出救助活動を行うため、救助資機材の整備強化を図る。また、災害時を想定した救助訓練の実施に努める。
- (2) 自主防災組織の救助活動体制や、日赤奉仕団等による炊き出し等の救護体制の確立に努める。

### 2 救急体制の充実

- (1) 市内及び近隣市町の医療機関と協力して、総合的な救急体制の確立並びに円滑な活動を実施する。
- (2) 医療情報の的確な把握及び救急隊から医療機関への傷病者情報の伝達の徹底等、連携強化に努める。
- (3) 応急手当等、災害発生時当初は住民自身が対処できるように、自主救護活動に関する知識や技術の普及と啓発に努める。また、応急救護用資機材を自主防災組織等に整備するように努める。

## 第5節 避難対策

[政策部、関係各部]

風水害等による災害から住民が安全でかつすみやかに避難できるように、避難計画の策定を促進するとともに、避難場所や避難路の整備・充実に努める。

### 第1 避難計画

避難訓練計画を立てて避難訓練を実施し、災害時に住民が安全でかつすみやかな避難が実施できるように、総合的・計画的な避難対策の整備推進を図る。また、「第2部第3章第2節 自主防災組織の育成」に基づき、住民や他団体に対し避難計画の策定を促進する。

#### 1 施設等の管理者の避難計画

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事項に留意し避難計画を作成し、災害時における避難の万全を期す。

##### (1) 学校関係

学校においては、災害種別に応じ学校の立地条件、及び施設配置状況等を考慮し、避難の場所・経路、時期及び誘導並びにその指示伝達等を明確にしておく。

また、児童・生徒の集団避難（災害に伴い児童・生徒を集団的に他地区へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう）については、学校及び教育行政機関において避難地の選定、収容施設の確保、輸送の方法並びに教育、保健、衛生及び給食等の実施方策をあらかじめ定めておく。

##### (2) 病院関係

病院における患者の集団避難（災害に伴い、患者を集団的に他の医療機関又は安全な場所へ避難させる必要が生じた場合の避難をいう）については、収容施設の確保、輸送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する給食等の実施方策をあらかじめ定めておく。

### 第2 避難場所及び避難路の指定・整備

災害時における避難所として小学校や地区公民館等を指定しているが、今後、土砂災害等や延焼火災から、住民の生命及び身体の安全を確保するため、災害の状況や地域特性を踏まえ、一時避難場所、広域避難場所、収容避難所を設ける。また、これら避難場所等の安全性の確保や機能の整備・充実に努める。

#### 1 避難場所の指定・整備

##### (1) 一時避難場所

洪水・がけ崩れ・火災などの災害時に、浸水等の危険から一時的に住民の安全を確保するとともに、被害状況を把握するための調査及びその対応を緊急に実施できるように、小地域（自治会・集落等）の住民を一同に集結させることを目的として設定する。

原則として自治会及び集落等毎に2～3ヵ所設定するものとし、公民館前や道路、広場等を対象に、各自治会や集落等の住民が相互に相談・協議して設定する。

## (2) 避難所

風水害時に風雨を避け住民の安全を確保するとともに、被害状況を把握するための調査及びその対応を緊急に実施できるように、小地域（自治会・集落等）の住民を一同に集結させることを目的として設定する。避難所は、地震災害時の収容避難所に準じる。

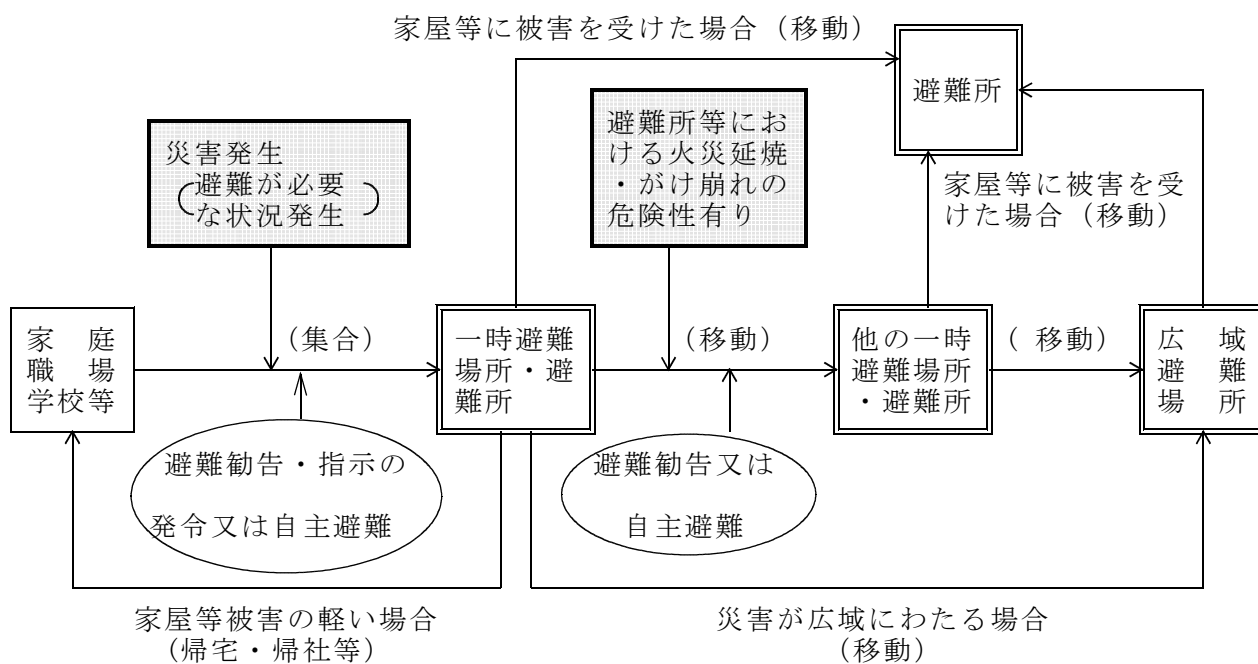
原則として公民館、学校等で市が開設する。

- ① おおむね当該地区の属する小学校区内にあり、地区住民全員を収容できること
- ② 1人当たりの避難地面積は2㎡を基準とする。
- ③ 給水施設等を有すること（炊き出し等の調理設備を有することが望ましい）
- ④ 避難場所に併設又は隣接した施設であること

## (3) 広域避難場所

災害が広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合に、住民の安全を確保するため大規模な避難場所として設置する。

### ■ 避難の手順



## 2 避難所等における防災機能の整備

### (1) 避難所等における防災的機能の整備

地域住民が避難する避難所等においては、必要最低限の設備及び資機材の整備を行い、防災的機能の拡充を図る。

■避難所等における設備及び資機材

避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆電話（災害時優先電話）</li> <li>・通信設備</li> <li>・給水設備</li> <li>・発電機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護及び医療資機材</li> <li>・放送設備</li> <li>・工直機</li> <li>・仮設シャワー、風呂</li> </ul>
広域避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テント</li> <li>・応急復旧対策要員の駐屯スペース</li> <li>・放送設備</li> <li>・仮設トイレ</li> <li>・照明設備</li> <li>・（ヘリポート）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資の集積配送スペース</li> <li>・救護及び医療資機材</li> <li>・給水設備</li> <li>・通信機</li> <li>・工直機</li> <li>・発電機</li> </ul>

(2) 避難所の防災化

災害により、家屋に被害を受けた被災者や要介護者・高齢者等を安全に収容し、生活の救済を図れるように指定した避難所について、二次災害等人命への影響、防災活動や地域の諸活動への影響等を考慮し、不燃化や耐水性の確保等施設の安全性の向上等に努める。

3 避難路の整備

一時避難場所と避難所、あるいは広域避難場所とを結ぶ道路や緑道を、避難路として整備することを検討する。避難路は、各地区の実状を考慮しながら、不燃樹による防火街路樹や安全な避難ネットワークを形成するように適正な密度で検討する。

また、避難路の交差はないものとし、一方通行を原則とするとともに、避難路沿いに高圧ガス施設等の危険物施設がないように、あるいは緊急輸送路と可能な限り重複しないように設定する。

第3 避難路・避難場所の明示とパニックの防止

1 避難路・避難場所の明示

地域住民が、指定された避難場所に安全かつ容易に避難できるように、標識類の整備を進める。標識類は日頃から地域住民が認識できるように、位置・名称・方向等を明記し、避難場所へ至る経路及び集落内等に設置する。

2 パニックの防止

災害時の恐怖心や誤った情報等による避難時のパニックを防止するため、情報連絡網の整備及び情報収集・処理体制を確立し、災害対策本部からの緊急指示・情報を正確に伝達するとともに、日頃から住民への啓発活動を十分に行う。

3 市外者に対する対応

観光客及び通学者などの市域への流入者や一時来訪者、通行車両等の市域通過者に対しては、基本的に住民と同様の対応を行う。

とくに、年間200万人訪れている観光客については、災害時のパニック防止に努めるとともに、掲示板等で災害時の対応について啓発に努める。

## 第6節 救援体制の整備

[保健福祉部、関係各部]

大規模災害時には、多数の負傷者が予測されるとともに、医療機関についても医療機能の低下や医療品の不足なども予想され、慢性疾患者に対する医療も不十分な対応となる。このような事態に対応するため、大規模災害発生時の応急医療体制や医療品等の確保体制の充実を図る。

さらに、災害時に備えて、個人から行政まで非常用物資等の必要最小限の備蓄に努める。

また、災害応急対策におけるボランティア活動の位置づけは非常に大きく、その協力体制は不可欠なものであるため、市は事前に受け入れ体制の確立を図るとともに、常日頃からの活動支援施策の充実と、社会福祉協議会や関係団体を通じたコミュニケーションの強化を図る。

### 第1 災害医療体制の整備

災害時の被災住民に対する災害医療については、「兵庫県災害救急医療システム」との整合を図りつつ、市内での災害対応病院の指定、救護所の設置などについて、医師会・歯科医師会、医療機関等と調整し、整備・充実を図る。

#### 1 災害医療情報通信ネットワークの確立

今後、医療機関の空床状況や対応可能な診療科目等の診療応需情報の提供を「兵庫県救急医療情報システム」により運用し、災害時にも的確な医療情報の提供や患者搬送の指示が行えるシステムとして構築する。

また、兵庫県が推進する災害医療情報・指令センター及び地域医療情報センターの整備や災害医療情報ネットワークの運用開始に向け連携を図る。

#### 2 初動医療体制の確立

##### (1) 市内（被災地域内）の医療機関による医療活動

公的医療機関による医療活動に加え、民間医療機関に対し協力を求める。

##### (2) 市外（被災地域外）からの救護班の派遣

必要に応じて日本赤十字社、自衛隊、国、県等の医療関係機関に対して救護班の派遣を要請する。救護班の受け入れは「医療ボランティア」の活用を含め、医療対策本部（県）が担当する。

##### (3) 救護所の開設と救護班の派遣

公民館及び小・中学校等に救護所を開設するとともに、医療救護班による巡回診療を行う。

##### (4) トリアージ（負傷者選別）訓練

トリアージとは、災害で多くの負傷者が出て医療能力を上回る場合に、負傷者を最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機に振り分けることをいう。現場での一次選別と、病院での二次選別がある。

トリアージを行う場合、負傷者にはその負傷程度に応じて選別結果の優先度をカラー表示した認識表（トリアージタグ）を取り付ける。

市は、救急処置の迅速化を図るため、医療機関を通じてトリアージタグの導入を図り

その活用の訓練も行う。

(5) 医療施設の防災性向上

市内医療施設の不燃化等防災性の向上に努める。

### 3 後方医療支援体制の確立

(1) 広域搬送及び後方医療活動の支援要請

必要に応じて、市外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。また、搬送に必要な傷病者のため、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段の充実を図る。

(2) 被災者の健康管理

被災者の健康を保持するため、保健婦等の巡回相談を行う。また、感染症の予防や生活環境の向上を働きかけるとともに、被災者の精神不安に対応するためのメンタルケアの実施を進める。

### 4 医療品等の確保

医療用医薬品等の備蓄は、保健所及び医師会における在庫拡充を図るとともに、市内医療機関に対しても協力を要請する。備蓄は応急的衛生日用品、常備薬等を備蓄する。

市外からの救急医療物資は、市内物資集積場に集積し、輸送車により搬送する。

## 第2 非常用物資の備蓄体制等の整備

災害時に備え平時より食糧、生活必需品等の調達体制を確立するとともに、上水道施設の強化計画、災害時の食糧等供給計画を作成し、非常用物資の配給体制を整備する。

また、自らの安全は自らが守るという防災の基本理念に基づき、住民が災害に対する備えを自らが行うように啓発・指導に努める。

### 1 飲料水等の備蓄

(1) 行政備蓄

地域バランスを考慮して、貯水槽を整備する。また、小・中学校等のプールでの可搬式浄水器の整備及び活用を図る。

(2) 個人備蓄

① 各家庭においては、災害時最低3日分の飲料水を備蓄する。

② 生活用水として浴槽等に貯水する。井戸も利用できるように、事前にその所在や水質について調査する。

### 2 食糧及び生活必需品の備蓄

(1) 行政流通在庫備蓄

被災者が当面の生活に必要な食糧及び生活必需品等を確保するため、販売・流通業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用や流通在庫備蓄を行う。

(2) 個人備蓄

各家庭においては、最低3日分の食糧及び生活必需品を備蓄する。

### 第3 緊急輸送体制の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ的確な活動が容易に行われるように、災害に強い輸送体制の整備に努める。

#### 1 陸上輸送

##### (1) 県における緊急輸送路の指定

兵庫県地域防災計画において、緊急時に使用すべき道路として、その重要性に応じて以下のように区分している。

##### ① 幹線緊急輸送路

県外からの物資流入地点と、県内19ヵ所に設けた物資の備蓄・積替地点である広域輸送拠点をつなぐ幹線道路

##### ■ 篠山市近隣の広域輸送拠点

地 域	場 所
丹 波 地 域	丹波年輪の里（柏原町）
阪神間内陸地域	ウッディタウン中央公園（三田市）

資料：県 地域防災計画資料編（平成10年修正）

##### ② 一般緊急輸送路

広域輸送拠点に集められた物資を、市の地域輸送拠点に送るための道路

##### ■ 緊急輸送路（県指定）

路線名	起点の地名	終点の地名	区間延長(km)	管理者名
国道372号	篠山市小野新	篠山市八上下	8.1	兵庫県
〃	〃 古市	加東郡滝野町河高	27.5	〃
主要地方道 西脇篠山線	篠山市東吹中	篠山市東岡屋	0.5	兵庫県
〃 篠山山南線	篠山市八上下	篠山市東岡屋	4.8	兵庫県
一般県道 本郷篠山線	篠山市黒岡	篠山市郡家	1.8	兵庫県
〃 丸山南新町線	篠山市黒岡	篠山市南新町	1.4	兵庫県
〃 長安寺篠山線	篠山市長安寺	篠山市郡家	5.5	兵庫県
〃 大沢新篠山線	篠山市牛ガ瀬	篠山市東吹中	3.1	兵庫県
〃 〃	篠山市吹新	篠山市杉	1.0	兵庫県

資料：県 地域防災計画資料編（平成10年修正）

■ 篠山市の地域輸送拠点

地 域	施 設 名	所在地
篠山地域	市役所	北新町41
	三の丸広場	北新町33
城東地域	城東支所	日置385-1
	篠山東中学校グラウンド	泉字若林1-1
多紀地域	多紀支所	福住344-1
	福住小学校グラウンド	福住342
西紀地域	西紀支所	宮田248-2
	西紀中学校グラウンド	宮田175
丹南地域	丹南支所	杉7-1
	丹南中学校	味間新192
今田地域	今田支所	今田町今田新田14-1
	今田中学校グラウンド	〃 17-1

(2) 市における緊急時確保路線

市内における主要道路、すなわち防災活動拠点（公共施設、消防・水利施設）と避難所とを結ぶ道路を緊急時確保路線として確保する。

2 航空（ヘリコプター）輸送

現在、篠山市では緊急ヘリコプター離発着場として7箇所を指定している。災害時における緊急を要する患者の輸送及び救援物資の空輸の拠点となるヘリコプター離発着場については、避難場所及び緊急輸送路等との連携を十分考慮しながら、物資輸送の際に優先的に使用する物資供給拠点を定め、効率的な緊急輸送体制の確保に努める。

■ ヘリポート開設場所

施設の名称	所在地	面積(㎡)	電話番号
丹波総合スポーツセンターグラウンド	郡家字練兵の坪451-4	20,000	52-3111
市民グラウンド	北新町13-3	13,193	—
城東グラウンド	日置351	20,800	56-3171
大谷実業株式会社野球場	遠方字獅子尾谷16-3	7,650	92-0341
四季の森グラウンド	網掛字下張ノ坪340	9,000	94-1131
消防本部訓練場	野中539	4,000	94-1119
今田グラウンド	今田町今田新田14-1	9,000	97-2255

資料：県 地域防災計画資料編（平成10年修正）

■ 航空機の離発着場の基準

ア. ヘリポート

イ. 吹き流し

- 注 1) 繊維製品であること。  
2) 1色又は数色とし、背景と反対色であること。

## 第4 ボランティアとの連携体制の整備

[保健福祉部、社会福祉協議会]

大規模災害時には、災害応急対策におけるボランティア活動の位置づけは非常に大きく、その協力体制は不可欠なものであるため、事前に受け入れ体制の確立を図るとともに、常日頃からの活動支援施策の充実と、社会福祉協議会や関係団体を通じたコミュニケーションの強化に努める。

### 1 専門ボランティアの協力体制の充実

県の災害救援専門ボランティア制度の活用を前提に、災害時における協力体制の窓口となる社会福祉協議会との協議・調整により、事前の受け入れ体制を確立する。

【資料32】兵庫県災害救援専門ボランティア制度の概要

### 2 一般ボランティア運用システムの構築

市広報や各種報道機関を通じての一般ボランティアの募集や、派遣先の斡旋等についての具体的な運用方法を検討する。

### 3 ボランティア活動の支援施策の充実

県や社会福祉協議会との協議の上、次の活動条件の整備に努める。

- ① ボランティア活動の支援拠点の整備
- ② ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成
- ③ ボランティア活動マニュアルの作成
- ④ その他ボランティア活動に対する助成制度等の検討

### 4 災害対策ボランティア協議会の運営

災害発生時におけるボランティアの活動内容等、ボランティア団体相互の協議・連絡調整を図るため、ボランティアリーダーを中心とした災害対策ボランティア協議会を組織するとともに、必要に応じてリーダー活動研修等を開催する。

また、協議会の運営に関しては、社会福祉協議会等が支援する。

## 第7節 災害弱者対策の拡充

[保健福祉部、関係各部]

災害の危険の察知や災害情報の理解、あるいは助けを求めたり、災害にどう対応すべきかなどについて、ハンディキャップのある災害弱者に対する支援体制を整える。

### 1 高齢者・障害者等

#### (1) 援護・支援体制の確立

災害時において、要介護高齢者や一人暮らし高齢者あるいは高齢夫婦世帯、介護を要する障害者など、自力での避難が困難な住民に対しては、迅速な援護が最も有効であるため、近隣住民や自主防災組織、ボランティアなどとの協力体制の整備に努める。

また、ケースワーカー、ホームヘルパー、保健婦等の職員と民生・児童委員等地域ボランティアが連携協力し、常日頃から現状把握を行った上で、災害時の安否確認、連絡体制、介助、物資配布等の必要な支援ができる体制や相談窓口の開設などの対応システムを整備する。

#### (2) 要介護高齢者・障害者に配慮した避難所の整備

避難所の生活において、介護を要する高齢者や障害者には特別な配慮が必要となるため、介護のためのスペースや使いやすい仮設トイレの設置など、施設のバリアフリー化に努めた避難所の整備について検討する。

#### (3) 高齢者・障害者等に対する指導啓発

民生・児童委員やボランティア等の活動を通じ、高齢者や障害者に避難口、避難路等の確保など災害時に迅速な対応ができるように、災害を想定した日頃からの安全対策指導を実施する。

#### (4) 災害弱者緊急通報システムの整備

現在、一人暮らし高齢者の日常生活の安全確保と不安の解消を図るため、緊急通報システムを導入している。今後、災害に備え一層の整備・普及に努める。

#### (5) 福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

福祉施設は要介護高齢者や障害者にとって不可欠な施設であり、これらの施設については被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

なお、重度の要介護高齢者や障害者に対しては、近隣市町の福祉施設等との相互受け入れを行う。

### 2 若齢者

保育園、幼稚園の各園長及び小・中学校の各学校長に対して、園児・児童・生徒の登・下校（園）中、及び授業中の災害についての避難や安否確認に係る計画の作成を指導する。

また、自主防災組織を中心に、各地区（小学校区）での若齢者の安否確認の方法や避難指示等の伝達方法などについても検討し、住民に周知徹底する。

### 3 観光客等

観光客等の市外者に対しては、集客・宿泊施設等で災害時の対応や避難などについて、パンフレットや掲示等によって周知を徹底する。

### 4 その他

外国人等に対し、災害時における避難場所などへの安全誘導や適切な情報提供を行えるように、国際交流協会等との連携により情報伝達手段や連絡・通報体制の整備を推進する。

# 第3章 地域防災力の向上

## 第1節 防災意識の高揚

[政策部、生活部、教育委員会]

市職員に対して専門的教育・訓練等を実施して防災知識の向上に努めるとともに、関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、単独又は共同して住民のための防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

### 第1 住民に対する防災教育

#### 1 実施期間と方法

防災知識の普及活動は、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮しながら、主に市の定期的な広報媒体により随時実施する。

##### (1) 実施期間

- ① 防災全般に関する事項
  - 宅地防災月間 5月
  - 防災の日 9月1日
  - 防災週間 8月末～9月初
  - 防災とボランティアの日 1月17日
  - 防災とボランティア週間 1月中旬
- ② 風水害予防に関する事項
  - 水防月間 5月
- ③ 火災予防に関する事項
  - 春季火災予防運動 3月上旬
  - 秋季火災予防運動 11月中旬
  - 文化財防火デー 1月26日
- ④ 土砂災害に関する事項
  - 土砂災害防止月間 6月

##### (2) 実施方法

防災知識の普及は、広報紙、広報車の巡回、有線放送、自主防災組織の会合及び訓練、各種会合、その他の方法により行う。

##### (3) 実施場所

地区や集落・職域単位などで実施する場合は、地区や施設内、事業所内における適地を活用する。合同訓練や広域訓練を実施する場合は、広域防災拠点を有効に活用し、多くの人が参加できるように効果的な活動を検討する。

## 2 実施内容

### (1) 市地域防災計画の趣旨・概要の周知

### (2) 風水害に関する事項の周知

風水害に関する防災知識の普及・啓発は、次に掲げる事項を参考として実施する。

- ① 気象情報の把握及び周知について
- ② 停電、断水に対する準備について
- ③ 雨どいに土や落葉が詰まって、排水が悪くなっていないか、雨戸がガタガタしたり、ゆるくなっていないか
- ④ 屋根瓦にヒビや割れ目はないか、テレビアンテナや看板などはしっかり取り付けられているか
- ⑤ 家屋の周辺で、電線がたるんでいたり、木の枝が触れていないか
- ⑥ 石垣や、ブロック塀にヒビが入ったり、倒れそうになっていないか
- ⑦ 庭木など、とくに大きな樹木について、枝が腐っていたり折れかかっているか
- ⑧ 住んでいる所の近くに土砂崩れやがけ崩れの危険箇所はないか
- ⑨ 異物等が排水路に詰まり溢水し、家屋の浸水等の危険性はないか
- ⑩ 河川付近の住民は水位の変化に注意を払い、増水の危険が生じた時はすみやかに関係機関に連絡をとるとともに、避難準備を整えること

### (3) 火災に関する事項の周知

火災に関する防火知識の普及・啓発は、次の事項を参考にして実施する。

- ① 火災予防運動に係る啓発
- ② プロパンガス、電熱器、ガスコンロ、ストーブ、かまど等火災発生の危険性の高い場所や器物に対する取り扱い
- ③ 火遊び、煙草の吸殻、マッチ、ライターの取り扱い及びたき火等に対する注意力の喚起
- ④ 台所で揚げ物をするときの心構え
- ⑤ ベンジンやアルコール類の保管の方法
- ⑥ 放火を出さない環境づくりについての心得
- ⑦ 就寝前の火の元に対する点検心得
- ⑧ 消火器の設置や風呂の汲み置き等初期消火についての心得

### (4) 地震に関する事項の周知

地震に対する防災知識の普及啓発については、次に掲げる事項を参考として実施する。

- ① 家具等屋内重量物の落下及び転倒の防止対策
- ② 非常時の混乱期における正しい情報収集のあり方について
- ③ 火災発生防止のため、不用な火気の始末や漏電防止対策、消火器の備え付け及び消火に役立つものの準備等
- ④ 自宅付近や周辺の自然環境を把握し、山崩れ、がけ崩れ等の災害に十分配慮すること
- ⑤ 非常時における車の扱い（自動車による移動の自粛、駐車の方法等）について
- ⑥ 屋内で地震にあった場合（屋内の方が安全な場合がある、出口の確保等）の避難方法
- ⑦ 屋外で地震にあった場合は転倒や落下物に気をつける（ブロック塀、自販機等）こと
- ⑧ 避難路の確認（家族で話し合い、複数の避難路を確保しておく）

⑨ 応急救護のあり方や協力体制について

(5) その他の自然災害への考慮

風水害や地震災害のほか豪雪による雪害があるが、本市においては例年降雪量も少なく、豪雪による家屋の倒壊や雪崩による被害等はほとんど無いが、昭和38年1月豪雪や平成7年12月豪雪では50cmを超える積雪があり、家屋の損壊等の被害が一部発生した経緯があるなかで、雪害対策についても考慮する必要がある。

(6) 人為的な原因による災害への考慮

危険物事故（石油類、高圧ガス、毒物、劇物）や、最近では一般的に意図的な毒物等の散布による被害も発生しており、こうした事象にも的確に対応する必要がある。

(7) 非常持ち出し品等の準備についての周知

突発的な災害に備え、常に3食程度の非常用食糧の備蓄について配慮するとともに、非常時における持ち出し品等についての周知を行う。

## 第2 園児・児童・生徒に対する防災教育及び防災計画の策定

教育委員会等は、防災教育の充実を図るとともに、学校（園）防災の手引きを作成し、教職員、園児・児童・生徒及び保護者への周知徹底に努める。

また、各学校（園）においては、災害発生の場合に園児・児童・生徒の安全確保などに適切な措置がとれるように、おおむね次の事項に留意し具体的な防災に関する計画を立てておく。

(1) 基本方針

- ① 園児・児童・生徒の生命、身体的安全確保を最優先した計画とすること
- ② 登下校時の安全対策、交通機関の運行状況等についても十分な配慮がなされていること
- ③ 各学校（園）の所在する地域の諸条件を考慮し、通学路の設定や避難計画等について配慮すること
- ④ 学校（園）においては、園児・児童・生徒の行動基準を熟知し、非常時の対応について万全の体制がとれるように配慮を怠らぬこと
- ⑤ 学校（園）長をはじめ、全職員の意志疎通が図られるとともに、非常時における教職員個々の役割分担について明確にしておくこと
- ⑥ 気象予警報等の発表後において、緊急連絡等ができなくなる事態を想定し、園児・児童・生徒の引き渡し等について、保護者の理解を得るとともに、協力を求めること

(2) 学校（園）における災害予防対策

- ① 各学校（園）の実状に照らし、園児・児童・生徒の発育段階に応じた、防災知識の習得について配慮する。
- ② 園児・児童・生徒の発育段階に応じて、初期消火訓練及び避難の方法など、発災時における応急的な対応について指導する。
- ③ 学校（園）長は、常に施設及び周辺の点検を行い、老朽化等に伴う施設の損壊の恐れがないかを点検し、風水害等による災害に備えるものとし、異常がある場合にはその旨、教育委員会へ報告するとともに、安全対策を講じる。
- ④ その他、各学校（園）の実状に応じた災害予防対策をあらかじめ講じておく。

(3) 災害発生時における学校等の対応

- ① 学校（園）長は、予警報に留意し的確な指示を行う。
- ② 災害が発生し、又はその恐れがある時、園児・児童・生徒等については、学校（園）長の判断により、教職員の指導のもと全員を直ちに帰宅させることを原則とする。  
ただし、障害児や留守家族及び道路事情の悪化、交通機関の運行停止等、帰宅ができない園児・児童・生徒等については、状況を判断の上、学校（園）等が保護する。
- ③ 非常時における園児・児童・生徒等の引き渡しについては、あらかじめ保護者と協議し、明確にしておく。
- ④ 災害の発生、又は予警報に基づき、退避、誘導、及び下校の指示及び指導等を行った場合は、すみやかにその状況を教育委員会へ報告する。
- ⑤ 初期消火、救護、搬出活動等の防災活動について、あらかじめ方法及び体制について定めておく。
- ⑥ 心身障害児等については、介助体制をあらかじめ作るなどの配慮をしておく。
- ⑦ その他、各学校（園）の実状に応じ、必要な事項について定めておく。

### 第3 職員に対する防災教育

#### 1 防災教育の実施

市職員の研修内容に防災に関する事項を取り入れるほか、必要に応じて気象・防災行政無線、非常無線通信等に関する講習会等を開催する。

#### 2 防災計画の周知徹底

防災計画は、市関係各課、県及び各機関に対して防災計画を送付するほか、適宜説明会を開催することで職員への周知徹底を図る。

また、災害時の活動マニュアルを作成し、各職員の役割分担と活動内容を明確にしておく。

### 第4 施設の防災管理の徹底

防災関係機関とともに、学校、病院、工場、事業所等における施設管理者及び防災要員に対し、施設の管理、応急対策上の措置等について強力に指導する。とくに、事業所等における施設管理者及び防災要員は、地域の防災組織と連携を密にし、防災管理の責務等についての講義を受講するなど、防災管理体制の強化と防災知識の向上を図る。

## 第5 防災週間の周知とその期間における啓発活動

防災の日である9月1日をはさんでの1週間が防災週間となっている。防災週間は防災意識の高揚及び防災知識の普及を図ることを趣旨としており、その趣旨を周知徹底する。その期間には、下記の防災行事の実施を通じて住民への啓発を図る。

- ① 各種防災訓練、展示会等の開催
- ② 講演会、研修会、映画会、その他防災教育
- ③ ポスター、パンフレットによる広報
- ④ 標語、作文、図画等の募集
- ⑤ 防災功労者の表彰

## 第2節 自主防災組織の育成

[政策部、関係各部]

被害の拡大防止や二次災害の未然防止を図るためには、災害発生直後の初期消火や人命救助などが非常に重要であり、とくに、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの初期段階においては、地域住民による主体的な活動に負うところが大きい。

そのため、「災害対策基本法第5条第2項及び第7条」にも示されているように、住民の共同の精神に基づく防災組織の整備・充実が重要であるため、住民の自主防災組織の育成・強化を図る。

### 第1 自主防災組織の活動

#### 1 自主防災組織の具体的活動

##### (1) 平時における自主防災組織等民間団体の活動

住民自らが計画し、活動する範囲は次のとおりである。

- ① 地域における防災知識の普及啓発活動の実施
- ② 地域に密着した自主的な防災訓練の計画及び実施
- ③ 関係機関が実施する防災訓練等、各種訓練への積極的な参加
- ④ その他自主的な活動

##### (2) 災害時の相互援助及び自主防災組織等民間団体の活動の範囲

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、風水害や火災時等における水防活動、出火防止、初期消火、被災者の救出及び安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立ち退きの受け入れ、炊き出し、生活必需品の配給、医療斡旋、応急復旧作業等について、消防団等公共団体と協力して、応急救助活動や集団避難を実施する。

「第3部第1章第3節第3 地域住民等の協力」参照

#### 2 地域防災拠点を活用した防災教育・防災訓練

地域防災組織や職域防災組織等が、合同で防災訓練や防災啓発イベントなどを実施する場所として、地域防災拠点を活用することで、地域防災の意識の高揚を図る。

### 第2 地域自主防災組織の整備

市は、自主防災組織の結成を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的な広報活動による指導を行い、意識の高揚を図る。

また、組織結成後は運営や資材調達、訓練などに対する助言を行い、災害時の活動が円滑に進むように組織の充実を図る。

#### 1 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の高揚を図るため、パンフレット・ポスターの作成、座談会・講演会等の開催、及び地域巡回による啓発活動等に取り組む。

## 2 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行うための組織として、地区（小学校区）を単位とした組織の設置を図る。

【資料17】自主防災組織の現況

## 3 設置要領

### (1) 役員

- ① 防災責任者及びその任務
- ② 班長及びその任務

### (2) 会議

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 班長会等

## 4 各自主防災組織への指導・助言

住民が自主防災組織を作り実際に活動していけるように、市は次のような指導及び援助を行う。

- ① 自主防災組織の設立及び育成強化についての指導・助言
- ② 自主防災計画の策定についての指導・助言
- ③ 各種訓練の実施及び案内
- ④ リーダー育成研修会等各種研修会の実施及び案内
- ⑤ 防災関連資機材の斡旋及び貸与
- ⑥ 補助金の交付
- ⑦ その他、市長が必要と認める事項

## 5 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるように、各自主防災組織は市と十分協議の上、あらかじめ防災計画を定める。防災計画の策定にあたっては、次の事項について考慮・検討を行う。

- ① 各地区住民は、危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに、対策を検討する。
- ② 各地区住民それぞれが分担すべき任務を検討する。
- ③ 市が行う訓練に積極的に参加し、さらに自主防災訓練の時期や内容等について、計画を立てる。
- ④ 防災機関・本部、各班、各世帯の体系的な連絡方法や情報交換方式等を定める。

- ⑤ 出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他資機材の配置場所等の周知を図る。
- ⑥ 各地区毎に一時避難場所、避難所等を設定する。
- ⑦ 避難場所、避難路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携帯物資等を検討する。
- ⑧ 負傷者の救出・搬送方法を検討する。
- ⑨ その他自主的な防災活動に関する事項について検討する。

## 第3節 企業等の地域防災活動の参加促進

[政策部、関係各部]

風水害、火災等が発生した場合、学校、公共施設等の不特定多数の人が利用する施設、及び石油・ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設、多人数が従事する工場や事業所においては、大規模な被害発生が予想される。したがって、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は自主防災組織を編成し、あらかじめ消防・防災計画を立てることが重要である。

また、災害によっては、企業等の宿泊施設やスポーツ・レクリエーション施設などの利用も必要となる場合が予想され、地域住民とともに災害の予防、あるいは災害に対する応急復旧活動に参加協力することが要請される。

### 第1 職域自主防災組織の整備

#### 1 対象施設

- ① 中高層建築物、学校、公共施設、旅館、病院等多数の人が利用又は出入りする施設
- ② 石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物等を製造・保管及び取り扱う施設
- ③ 多数の人が従事する工場・事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたることが効果的である施設
- ④ 利用（入居）事務所が共同である複合用途施設

#### 2 設置要領

事務所の規模・形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画を立てる。

##### (1) 役員

- ① 防災責任者及びその任務
- ② 班長及びその任務

##### (2) 会議

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 班長会等

##### (3) 各班の任務

- ① 情報班：情報の収集・伝達、広報
- ② 災害地対策班：職域内に生じた災害地における応急対策
- ③ 消火班：消火器等による消火
- ④ 危険物等防護班：危険物による二次災害の発生防止
- ⑤ 救出・救護班：被災者の救出・救護
- ⑥ 避難誘導班：従業員や利用者の避難誘導
- ⑦ 給食・給水班：給食・給水活動

### 3 自主防災計画の策定

災害を予防、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるように、各自主防災組織は市と十分協議の上、あらかじめ防災計画を定める。防災計画の策定にあたっては、次の事項について考慮・検討を行う。

- ① 事業所の職員が分担すべき任務を検討する。
- ② 市が行う訓練に積極的に参加し、さらに自主防災訓練の時期や内容等について、計画を立てる。
- ③ 防災機関・本部、各事業所毎の体系的な連絡方法や情報交換方式等を定める。
- ④ 出火防止、消火に関する役割分担を定めるほか、消火用その他資機材の配置場所等の周知を図る。
- ⑤ 負傷者の救出・搬送方法、救護班に関して検討する。
- ⑥ 避難場所、避難路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携帯物資等を検討する。
- ⑦ 地域住民との協力に関して検討する。
- ⑧ 適切な帰宅に関して検討する。

## 第4節 防災訓練の実施

[各部、関係機関]

災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係者の防災についての知識及び技能の習得と併せて、住民に対する防災知識の普及を目的として各種訓練を実施するほか、毎年兵庫県が実施する総合防災訓練への参加、及び隣接各町と協力の上、丹波地域などで広域的な訓練を実施する。

### 第1 防災訓練の実施責務

市長は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、風水害等あらゆる災害を想定し、防災訓練を行う。

### 第2 総合防災訓練

関係機関の協調、防災技術の向上及び防災知識の普及を図るため、おおむね次により毎年篠山市防災会議が主催し、関係機関が合同して実践的な防災訓練を実施、あるいは図上により総合防災訓練を行う。この訓練を通して各役割の認識を深める。

#### 1 訓練の内容

訓練の内容は、そのつど参加機関が協議するが、おおむね次の事項について実施する。

- ① 初動活動訓練、通信・情報の収集・伝達訓練、災害広報
- ② 避難誘導、救出・救護、医療訓練、炊き出し、その他救助訓練
- ③ 水防訓練、消防訓練、林野火災訓練
- ④ 災害警備・交通規制計画の確認、救援物資の輸送訓練
- ⑤ 道路・ライフライン等の応急対策訓練、復旧作業訓練
- ⑥ 降積雪期における災害（雪害等による複合災害）を想定した訓練
- ⑦ 広域消防応援協力体制のシミュレーション

### 第3 各機関別の訓練

#### 1 水防・消防訓練

市長及び消防関係機関は、水防・消防等、すべての災害に対応する訓練を単独で実施するほか、他の市町と合同して大災害を想定した訓練も実施する。

さらに、県や関係機関と緊密な連絡をとり、関連する訓練の実施日程を把握し、必要に応じて合同訓練を行う。

#### 2 自主防災組織の防災・避難訓練

市長、消防機関、その他関係機関は、自主防災組織の防災・避難訓練を積極的に指導し、多くの地域住民の参加に努める。実施にあたっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関係する訓練と併せて実施する。

### 3 事業所等の避難訓練

市長、消防機関、その他関係機関は、学校、公共施設、事業所、作業場、工場等の避難施設設置への助言を行い、避難訓練を指導する。

### 4 防災訓練への協力

- ① 災害予防責任者の属する機関の職員等は、本計画の定めるところにより参加する。
- ② 住民、その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に、積極的に参加・協力する。

■防災訓練計画表

訓練種別	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
総合防災訓練	県、市 関係機関	台風襲来期 もしくは、 最も訓練効果 のあると思わ れる時期	広範囲に渡り 災害が発生す ると予測され る地域、もし くは訓練効果 が期待される と思われる地 域	県、市、隣接市町、警察、自衛隊、その他関係指定公共機関及び地域住民が一体となつて、災害を想定し予測される事態に即応した地震及び風水害等の総合防災訓練並びに応急対策活動を実施する。
水防訓練	生活部 産業経済部 建設部 消防本部 消防団	水害が予測 される時期 前	水害危険区域	図上訓練及び実地訓練、必要に応じて県及び関係諸機関と合同で実施する。他の訓練との併合も考慮する。
消防訓練	消防本部 消防団	必要かつ適 切な時期	火災危険地区	図上、又は実地訓練を団及び分団単位で適宜実施する。他の訓練との併合も考慮する。
災害救助訓練	県、市 消防関係指 定公共団体等	必要かつ適 切な時期	被災の恐れ のある地域の 適当と思われ る場所	災害想定により、救助・救援を円滑に遂行するために、医療、救護、人命救出、炊き出し、その他関連活動を個別に又は併合して実施する。
災害情報連絡及び通信連絡訓練	各部 及び 各機関	適宜	適宜	気象予警報、各種情報、指示命令及び報告等を円滑に行うために実施する。
非常招集訓練	各部 及び 各機関	適宜	適宜	応急対策を円滑に行うため、必要な職員等を迅速、かつ確実に招集できるように実施する。
避難訓練	各部 及び 各機関	適宜	適宜	被災の恐れのある地域内及び学校、育児施設、病院、集会所等の建築物の人命保護を目的として実施する。

## 第5節 防災に関する調査研究

[政策部]

### 第1 調査研究体制の整備

暴風、豪雨等の自然災害はもとより、危険物の爆発、建築物等の特殊災害についても複雑化、大規模化の様相を呈し従来の防災行政では対処できないおそれがある。

このため、災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため可能な範囲で防災に関する調査研究体制の整備を図る。

### 第2 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種防災に関する資料を収集・分析し、また適切に分類整理して、必要に応じ利用できるシステムの確立に努める。

### 第3 調査研究項目

調査研究は、おおむね次の事項について実施する。

- ①災害想定
- ②本市の災害の特質と最近の傾向
- ③危険地区の実態把握と被害想定
- ④災害情報の収集伝達に関する総合システム

